

請 負 契 約 書 (案)

件 名 静岡大学（大谷）共通講義棟に関する導入可能性等調査支援業務
請負代金額 金 円
(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人静岡大学 契約担当役 財務施設部長 近 藤 裕 史 と、受注者との間において、上記請負代金額により、次の条項に基づき上記業務（以下「業務」という。）について請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、本契約書及び別冊の仕様書に基づき、業務を完了するものとする。
- 第2条 業務開始時期は、令和6年 月 日とする。
- 第3条 業務完了期限は、令和6年5月31日とする。
- 第4条 業務は以下の場所において実施するものとする。
静岡県静岡市駿河区大谷836（静岡大学大谷団地構内）
- 第5条 業務完了通知書は、静岡大学財務施設部施設課総務契約係に送付するものとする。
- 第6条 請負代金は業務完了後、適法な請求書を受理した日から起算して60日以内に静岡大学財務施設部財務課から支払うものとする。
- 第7条 請負代金の請求書は、静岡大学財務施設部施設課総務契約係に送付するものとする。
- 第8条 契約保証金は免除する。
- 第9条 受注者は、業務の遂行にあたり、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者はその損害を賠償するものとする。ただし、天災、不可抗力、又は受注者の責めに帰すべき理由によらないと認められる場合はこの限りではない。
- 第10条 発注者は、受注者が業務の実施に著しく誠意を欠き、又はこの契約を誠実に履行する意志がないと認めたときは、直ちにこの契約を解除するものとする。
- 第11条 受注者は、この請負契約を第三者に委任し、又はこの契約によって生ずる権利、義務を第三者に譲渡若しくは継承し、又は担保に供することはできない。
- 第12条 発注者又は受注者は、やむを得ない理由によりこの契約を解除しようとするとき、又は契約の一部を変更する必要があるが生じた場合は、双方協議の上、これを解除又は変更することができるものとする。
- 第13条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人静岡大学所在地を管轄区域とする静岡地方裁判所とする。
- 第14条 この契約書に定めるもののほか、この契約の履行について必要な細目は静岡大学役務請負契約基準によるものとする。
- 第15条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、円滑にこれを解決するものとする。

第16条 この契約について定めのない事項について、これを定める必要が生じた場合は、発注者と受注者間とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者は次に記名押印の上、双方各1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

発 注 者
静岡県静岡市駿河区大谷836
国立大学法人静岡大学
契約担当役
財務施設部長 近 藤 裕 史

受 注 者